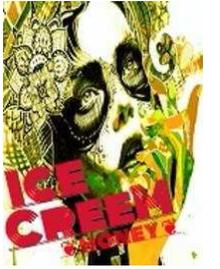
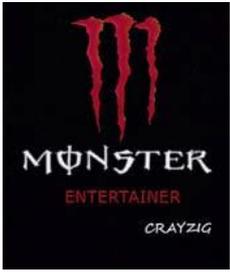
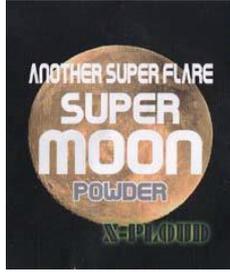


失効した知事監視製品（平成27年3月6日石川県告示第74号）

1 失効した知事監視製品を特定できる情報

1	2	3	4
<p>次の写真に示すとおり、被包に「ICE CREAM HONEY」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの</p>	<p>次の写真に示すとおり、被包に「MONSTER」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの</p>	<p>次の写真に示すとおり、被包に「G Ageha」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの</p>	<p>次の写真に示すとおり、被包に「SUPER moon POWDER」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの</p>
			
5	6		
<p>次の写真に示すとおり、被包に「MONSTER 2nd」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの</p>	<p>次の写真に示すとおり、被包に「MONSTER」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの</p>		
			

2 失効の理由

当該知事監視製品に、条例第2条第1項第3号又は第6号に掲げる薬物が含有されると認められるに至ったため

3 失効の日

(1) 1の1及び2 平成27年2月12日

(1) 1の3から6まで 平成27年2月28日

4 罰則の適用

条例第27条から第30条までの規定は、上記の知事監視製品の指定がその効力を失う前にした当該知事監視製品に係る行為についても、適用する。